

太陽光発電やV2Hを導入しているの個人・事業者の皆様
(または導入を検討している)



滋賀県では環境に優しい車がお得に購入できます!!

滋賀県では、運輸部門の温室効果ガス排出量を削減しCO₂ネットゼロ社会づくりの推進を図るため、再生可能エネルギー（太陽光発電）由来のCO₂フリー電力の使用を前提とし、次世代自動車（EV、PHV、FCV）の新車購入に対して補助します。

滋賀県次世代自動車導入促進事業補助金

補助金の概要

補助対象車・補助金額

電気自動車（EV） プラグインハイブリッド自動車（PHV）	10万円
燃料電池自動車（FCV）	20万円

補助対象者

個人・事業者(法人または個人事業主)

※ 国等の補助金との併用も可能です。

申請・お問合せ先

(1) 個人の方が申請する場合

公益財団法人 淡海環境保全財団

〒525-0066 草津市矢橋町字帰帆2108番地 淡海環境プラザ内

TEL:077-569-5301

<https://www.ohmi.or.jp/ondanka/r04jisedai/>



(2) 事業者の方が申請する場合

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

〒520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階

TEL:077-511-1413

<https://www.shigaplaza.or.jp/jisedai-jidosya/>



※ 補助を受けるには要件等がございます。

※ 詳しくはホームページに掲載している手引きをご確認ください。



滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077-528-3090

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/325612.html>

申請の流れ・要件

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の新車購入・初度登録完了

個人の方

事業者（法人、個人事業主）の方

① 交付申請書の提出

（公財）淡海環境保全財団

（公財）滋賀県産業支援プラザ

受付・審査

② 交付決定（交付決定通知の発送）

交付決定通知の受取

③ 補助金の支払

口座への入金

- 以下の車両が対象となります。
 - ・令和4年4月1日以降に初度登録が完了した新車（中古車、新古車は対象外、リース車は対象外です）
 - ・（一社）次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の「電気自動車」、「プラグインハイブリッド自動車」または「燃料電池自動車」の区分の対象車両
 - ・滋賀県内の販売店で購入されていること
- ※ 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）の場合
太陽光発電システムおよびV2Hを併せて導入するか既に導入している
- ※ 燃料電池自動車（FCV）の場合
V2Hを併せて導入するか既に導入している など
- 申請書の提出先は、個人からは公益財団法人淡海環境保全財団、事業者からは公益財団法人滋賀県産業支援プラザになります。
- 詳しくは、ホームページ内の手引きをご覧ください。